

◆図や表などの略字の見方は18ページ  
 ◆図どなたでも、図特になし、図無料、図不要(直接会場へ)の場合は、記載なし  
 ◆図に電話、ファクス、Eメール、図(市ホームページ)の記載がある場合は、その方法で申し込み可  
 アオ=アオーレ長岡 市セ=市民センター  
 大手=大手通庁舎 さい=さいわいプラザ

## 手続き・制度

### ●建物より安全に

令和2年度中に着手・完了する次の工事などに補助します。  
 ①がけ地に近接する危険住宅の移転

②大規模建築物のアスベスト除去など  
 ③次の全てに該当する建築物  
 ①延べ床面積が1,000㎡以上  
 ②多数の人が利用する露出して施工されている吹き付け材で、アスベストが質量比0・1%を超えている  
 ③同様の補助金の交付を受けていない補助額対象経費の3分の2以内

補助内容	補助限度額
既存住宅の除却費用	80万2千円
新築または住宅購入するに際し、金融機関から融資を受けた借り手相当額	319万円(土地の購入を含む場合)

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

問国保年金課アオ☎39・2317、各支所市民生活課

- ①新しい保険証を送付します**  
8月から使用する新しい保険証(空色)を7月下旬に簡易書留で送ります。内容を確認の上、大切に保管してください。
- ②令和元年度の保険料の通知書を7月中旬に郵送します**  
納付額や納付方法は、人によって異なります。通知書で確認してください。  
★年金から納付する人へ  
希望により口座振替に変更できます。希望者はお問い合わせください。
- ③医療費が高額になったとき**  
市民税非課税世帯の人は、「減額認定証」を医療機関の窓口で提示すると医療費と入院時の食事代が減額されます。

認定証の申請=保険証、印鑑、マイナンバーの分かるものを持って総合窓口(健康保険・年金窓口)アオ、各支所市民生活課へ  
 ★新しい「減額認定証」を送付します  
 「減額認定証」がすでに交付されている人に、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。

**④後期高齢者医療保険料の軽減制度が見直されます**  
 次の①②を満たす人の均等割額が、9割軽減から8割軽減に変わります。 ※保険料を年金から納めている人は、10月から変更します  
 ①同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額などを合計した額が33万円以下  
 ②同一世帯内の被保険者の年金収入が80万円以下(その他所得なし)

## 国民健康保険のお知らせ


問国保年金課アオ①②③は国保保険料係☎39・2220、④は国保給付係☎39・2006、各支所市民生活課

- ①新しい保険証を送付します**  
8月から使用する新しい保険証(ピンク色)を7月下旬に簡易書留で送ります。内容を確認の上、大切に保管してください。
- ②令和元年度の納付通知書を7月中旬に郵送します**  
保険料の納付義務者は世帯主です。国保加入者の世帯主宛てに納付通知書を送ります。
- ③保険料の軽減、減免(要申請)**  
倒産、解雇などで離職した人は保険料が軽減できる場合があります。また、災害などの特別な事情で納付が困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは納付通知書に同封するチラシをご覧ください。

**④医療費が高額になったとき**  
 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの負担で済みます。市民税非課税世帯の人は「減額認定証」を提示すると入院時の食事代も減額されます。認定証の申請=総合窓口(健康保険・年金窓口)、各支所市民生活課へ  
 ★保険証のデザインが変わります  
 今年度発行分から、保険証全体に色がついたデザインになります。

**お医者さんにかかるときはこんな点に気をつけましょう**

- ・かかりつけ医を持つ
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは控える
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談する
- ・ジェネリック医薬品\*を活用する  
 ※ジェネリック医薬品は、最初に作られた新薬の特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた薬で、低価格です



**加入・脱退の手続きは14日以内に**  
 会社を退職して、職場の健康保険などに加入していない人は、国民健康保険に加入する手続きをしてください。  
 会社に就職して、職場の健康保険に加入した人は、国民健康保険を脱退する手続きをください。  
 受付窓口=総合窓口(健康保険・年金窓口)アオ、各支所市民生活課、東・西サービスセンター

**納め忘れの心配なし！保険料の納付は、口座振替が便利です。手続きは口座のある金融機関へ**

## ひとり親家庭などのみなさんへ

### 児童扶養手当の支給(所得制限あり)

問生活支援課アオ☎39・2338

ひとり親家庭などの自立を支援するために支給される手当です。次に該当する人は請求できます。  
 ①次の①～⑧のいずれかに該当する18歳(一定の障害がある場合は20歳)までの子どもを監護する母、監護し生計を同じくする父または養育者  
 ①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害者④父または母の生死が明らかでない⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている⑧母が婚姻によらないで出生※公的年金などを受けられる場合は、その差額分を支給します  
 ◎児童扶養手当の受給者で、婚姻したことがないひとり親に臨時・特別給付金を支給します  
 申請期間=8月～11月(児童扶養手当の現況届提出時または新規認定請求時) 支給時期=来年1月 支給額=17,500円  
 ★自立支援の相談を行っています  
 ①高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の案内、転職・資格取得に向けた相談、ハローワークと連携した就労相談、求人情報の提供など

### 医療費の助成(所得制限あり)

問福祉課アオ☎39・2319  
 18歳(一定の障害がある場合は20歳)までの子どもがいる場合は、医療費の助成が受けられます。事前の申請が必要です。  
 本人負担額=通院…1回530円(同じ医療機関で月に5回目からは無料)、薬局…無料、入院…1日1,200円  
 ②次のいずれかに該当する人  
 ①ひとり親家庭(公的年金などの受給のため、児童扶養手当を受けられない人を含む) ②父または母のいずれかまたは両親が重度の障害者である家庭 ③両親がいない子を養育している家庭など

## 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問庶務課アオ☎39・2203  
 〈情報公開制度〉  
 「長岡市情報公開条例」に基づき、市政に関する情報を公開しています。市民は情報の公開を請求することができます。公開の請求があった場合は、その情報の全てを公開することを原則としていますが、個人情報などが含まれている場合は、公開できない部分を除いて「部分公開」しています。  
 アオーレ長岡東棟3階の庶務課情報公開コーナー、1階市役所なんでも窓口または各支所地域振興課で、公開に関する相談や請求を受け付けています。

平成30年度の情報公開の実施状況

実施機関	請求等の件数	公開・非公開の状況				情報不存	取下げ	不服申立て
		全部公開	部分公開	非公開	情報不存			
市長部局	228	173	45	0	2	8	0	
教育委員会	20	20	0	0	0	0	0	
水道局	36	34	2	0	0	0	0	
消防本部	10	8	2	0	0	0	0	
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0	
監査委員事務局	1	1	0	0	0	0	0	
農業委員会	1	1	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	0	1	0	0	0	0	
議会	2	1	0	0	1	0	0	
合計	300	238	51	0	3	8	0	

〈個人情報保護制度〉  
 「長岡市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報の取り扱いのルールを定め、市民のプライバシーを保護しています。ご自身の情報を開示してほしいとの請求があった場合には、原則としてその情報の全てを開示しています。ただし、本人に知らされていない病気の状態など、本人に開示することが不適切である場合は、開示できない部分を除いて「部分開示」しています。

平成30年度の個人情報の自己情報開示の実施状況

実施機関	請求の件数	開示・非開示の状況				情報不存	取下げ	不服申立て
		全部開示	部分開示	非開示	情報不存			
市長部局	137	113	19	0	2	3	0	
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0	
消防本部	1	1	0	0	0	0	0	
合計	139	115	19	0	2	3	0	